平成２４年（フ）第３９６号
相模原市中央区田名3279番地１　木下ハイツ102号室
債務者　鳴海　則夫
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９７号
相模原市中央区田名3279番地１　木下ハイツ102号室
債務者　鳴海　幸子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９８号
相模原市中央区田名3279番地１　木下ハイツ102号室
債務者　鳴海　則幸
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９９号
相模原市中央区田名3279番地１　木下ハイツ102号室
債務者　鳴海　誠一
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０４号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の96
債務者　内山　秀和
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第８９６号
大阪府柏原市石川町８番38号
債務者　小林　也人
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７７号
堺市中区深井沢町3194番地　ＡＸＩＳＪＵＮⅡ番館３－Ｂ号
債務者　渡邊　千鶴
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９８１号
大阪府松原市東新町１丁目13番３号
債務者　太田　亜紀（旧姓比嘉）
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１０号
堺市南区庭代台２丁１番16―203号、前住所大阪市都島区中野町３丁目３番２号トリイハラ住宅３Ｆ－１号
債務者　堤　　浩次
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
和歌山県御坊市島625番地１　丁畑改良団地1409、住民票上の住所和歌山県御坊市島625番地１
債務者　クレープハウスくるりこと　伊藤　資美
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第９１号
北海道美唄市西３条南６丁目１番19―７号
債務者　中森亜希子（旧姓打出）
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５９号
新潟県上越市柿崎区上下浜513番地の２
債務者　市原　園美
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第６４号
新潟県上越市中郷区藤沢972番地３
債務者　丸山栄美子
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第７７号
新潟県上越市牧区原965番地１、前住所新潟県上越市安塚区松崎384番地
債務者　金井　友太
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８２号
新潟県上越市浦川原区山印内719番地
債務者　星野　伸治
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８７号
新潟県上越市大字上源入211番地５
債務者　村田　美香
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第９０号
新潟県上越市中門前３丁目６番16号
債務者　橋本　　純
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
新潟地方裁判所高田支部